

成年後見制度利用促進研修プログラム作成等事業委託仕様書

本仕様書は、大阪府（以下「発注者」という。）が発注する令和2（2020）年度における「成年後見制度利用促進研修プログラム作成等事業」業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 事業名 成年後見制度利用促進研修プログラム作成等事業

2 事業の目的

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年4月からは、国の成年後見制度利用促進基本計画がスタートして成年後見制度の利用の促進に関する体制整備が進められているところです。

国の成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るとされており、その中で、相談窓口を整備し、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備することとなっています。

このため、自治体職員（成年後見を専門としない窓口職員をいう。以下同じ。）や地域の相談機関等（地域包括支援センター、相談支援事業所、居宅介護支援事業所等をいう。以下同じ。）の職員が、成年後見制度などの利用が必要なケースを早期に発見し、必要な助言・つなぎなどの対応を行えるスキルを身に付けることが重要となっています。

大阪府では、市町村の相談体制整備の支援として、認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない方々に対して適切な支援を行えるように、職員の資質の向上を目的とし、マニュアル（手引書）及び研修プログラムの作成等を実施する。

3 履行期間 令和2（2020）年4月1日から令和3（2021）年3月31日まで

4 委託金額の上限額 7,087千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

(1) 成年後見制度の手引きの作成業務

自治体職員や地域の相談機関等の職員がそれぞれ対応する相談や支援において活用可能なものとなるよう、具体的な事例等から構成される「成年後見制度の手引き」と相談対応に役立つツールを作成する。

(2) 研修プログラム等作成業務

- ① 自治体職員や地域の相談機関等の職員を対象とし、「成年後見制度の手引き」を活用した研修プログラムを作成する。
- ② 自治体や地域の相談機関等が自ら研修を運営できるよう、研修プログラムと研修を実施するための研修実施マニュアルを作成する。

(3) 講習会の実施

自治体や地域の相談機関等を対象に、上記(1)～(2)の内容を周知するための講習会を実施する（府内において1回以上、対象総人数200名程度）。

(4) 上記(1)～(3)の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

6 提案を求める事項

I 事業目的及び事業内容

(1) 事業目的及び内容に対する理解について

自治体職員や地域の相談機関等の職員による成年後見制度の利用促進に向けた対応のあり方について、考え方を記載すること。

(2) 成年後見制度の手引きの作成業務（上記5(1)）

本事業は成年後見制度を正しく理解するとともに関係機関との協力体制を構築し、支援が必要な人を早期に発見し適切な支援に結びつけることを目的としており、業務にあたっては事業目的を効果的に達成できる内容となるよう留意すること。

《提案イメージ》 (1)成年後見制度の手引き

成年後見制度の概要

| | |
|-------------------|--------|
| ・ 成年後見制度が必要な方について | 〇～〇ページ |
| ・ 認知症高齢者についての事例 | 〇～〇ページ |
| ・ 知的障がい者についての事例 | 〇～〇ページ |
| ・ 精神障がい者についての事例 | 〇～〇ページ |
| ・ 本人や家族状況についての事例 | 〇～〇ページ |
| ・ 相談事例 | 〇～〇ページ |
| ・ 相談対応方法 | 〇～〇ページ |

① 成年後見制度を理解するための工夫

成年後見制度の正しい理解のため、制度を分かりやすく紹介した内容を盛り込むこと。

② 成年後見制度が必要な人について理解するための工夫

成年後見制度が必要な人とは、具体的にどのような人なのかについて理解が深まる内容となるよう工夫すること。

③ 成年後見制度が必要な人に対する具体的な対応について理解するための工夫

どのような場合に、どのような対応をとるべきかが正しく理解できるよう、市町村からヒアリングを行うなどによって具体的な事例を可能な限り多く収集して、分類整理するとともに、相談、助言、つなぎなど具体的な対応をわかりやすく示すこと。

④ 相談対応ツールの作成

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の特性を踏まえ、成年後見制度の利用が適切かどうか、判断が可能となるような相談対応ツールを作成すること。

(3) 研修プログラム等作成業務（上記5(2)）

本事業は成年後見制度を正しく理解するとともに関係機関との協力体制を構築し、支援が必要な人を早期に発見し適切な支援に結びつけることを目的としており、業務にあたっては事業目的を効果的に達成できる内容となるよう留意すること。

《提案イメージ》 研修プログラム

成年後見制度利用促進研修 1日間（セミナー形式）

- | | | |
|-----------------------|-----------|------|
| ・ 成年後見制度の概要 | 講義 | (〇分) |
| ・ 成年後見制度が必要な方について | 講義 | (〇分) |
| ・ 相談の対応方法、関係機関との連携 | 講義、ロールプレイ | (〇分) |
| ・ 相談事例の紹介 | 講義 | (〇分) |
| ・ 受講者の体験事例（意見交換） | | (〇分) |
| ・ グループに分かれての意見交換・質疑応答 | | (〇分) |
| ・ 想定講師：〇人、(具体的な想定講師) | | |

※各項目の運営内容（講義形式、ロールプレイ、見学など）も示すこと。

※各職員の状況に合った内容とすること。

- ① 自治体や地域の相談機関等が自ら研修を運営できるような研修プログラムの作成
 - ・ 実施時期、参加対象、実施体制、研修の手順や講義のねらい、解説などから構成してまとめること。
- ② 研修プログラムにおける工夫
 - ・ 研修プログラムにおいて、自治体や地域の相談機関等が自ら研修を運営できるようにするための工夫がされているか。
 - ・ 研修プログラムは、所属別（市町村やその他機関等）や習熟度（レベル）別に分けて作成するなど、研修生に適した内容となるよう工夫すること。
 - ・ 研修プログラムは、研修講師の説明以外にも、研修生自身が主体的な学びを得られるよう、ワーク、意見交換などを適宜取り入れるなど研修内容が定着しやすくなるよう工夫すること。
 - ・ 研修プログラムは、成年後見制度が必要な人とはどのような人なのかについて理解が深まる内容となるよう工夫すること。
 - ・ 具体的な事例をもとに、相談、助言、つなぎなど、具体的にどのような対応をするべきか、理解が得られるよう工夫すること。
- ③ 自治体や地域の相談機関等が自ら研修を運営できるような研修実施マニュアルの作成
研修プログラムを実施するため、自治体や地域の相談機関等にとって、使いやすかつ、わかりやすいものになるよう工夫すること。
- (4) 講習会の実施
 - ・ 自治体や地域の相談機関等を対象に、上記(2)、(3)の内容を周知するための講習会を実施する（府内において1回以上、対象総人数200名程度）。
 - ・ 参加者を増やすための周知等における工夫や、上記(2)、(3)の内容を深く理解してもらうための内容上の工夫などについて具体的に示すこと。

II 業務運営体制の組織及び業務計画等

(1) 事業全体の業務計画及び具体的なスケジュール

- ・ 本事業の事業準備、手引き作成に係る検討会の実施回数、実施時期、講習会の時期・場所、その遂行のための組織体制（実施にあたり連携する関係機関等含む）について

- ・本業務の実施にあたり、必要な運営体制を組織し人員を配置すること。
- ・人員の配置にあたっては、事業全体の企画、調整を行う責任者を1名配置すること。
- ・配置人員は責任者を含め専任でなくてよいが、必要な経験・知識等を有する者を配置すること。

(2) 研修等実績

- ・今まで成年後見制度のセミナーや研修、相談会を実施した実績

(3) 障がい者、ひとり親家庭の親、自立相談支援機関利用者の雇用

- ・障がい者、ひとり親家庭の親、自立相談支援機関利用者のいずれかに該当する常用雇用労働者(※)を1名以上雇用していること。
- ・自立相談支援機関利用者とは、当該自立相談支援機関が、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画である「自立支援計画」を作成した者に限る。

※常用雇用労働者とは、次の条件をすべて満たす労働者をいう。

- ・1週間あたりの労働時間が30時間以上であること。
- ・雇用期間の定めがなく雇用されていること。又は、一定の雇用期間を定めて雇用されており、その雇用期間が反復更新されていること。(すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されていること、又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれること)
- ・各種保険制度(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険など)に加入していること。

7 事業完了後府へ提出するもの

成果報告書(詳細は大阪府と協議する)

8 その他

- ①受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し大阪府へ報告すること。
- ②事業開始時までには事業計画書(事業スケジュール)を大阪府へ提出すること。
- ③毎月事業の進捗状況を大阪府へ報告すること。
- ④本事業の実施で得られた成果(著作物等)、情報(個人情報を含む。)等については大阪府に帰属する。
- ⑤事業の再委託は原則禁止するが、必要がある場合は大阪府と協議すること。
- ⑥見積りの詳細については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- ⑦その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。